

2022年5月13日

各 位

会社名 NCS&A株式会社 代表者名 代表取締役社長 辻 隆博 (コード番号 9709 東証スタンダード市場) 問合せ先 執行役員常務 経営戦略室長 小林 裕明 (TEL. 06-6443-1991)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月22日開催予定の 第56期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入され ることとなるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが 義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであり ます。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであり、本附則は期日経過後に削除するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款 変 更 案 (株主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、 (削 除) 株主総会参考書類、事業報告、計算 書類及び連結計算書類に記載または 表示をすべき事項に係る情報を、法 務省令に定めるところに従いインタ <u>ーネットを利用する方法で開示する</u> ことにより、株主に対して提供した ものとみなすことができる。 (電子提供措置等) (新 設) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報に ついて、電子提供措置をとるものとす る。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部また は一部について、議決権の基準日まで に書面交付請求した株主に対して交付 する書面に記載しないことができる。 (附 則) (新 設) 1. 変更前定款第15条(株主総会参考書類等の インターネット開示とみなし提供)の削除お よび変更後定款第15条(電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律(令 和元年法律第70号) 附則第1条ただし書き に規定する改正規定の施行の日(以下「施行 日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か 月以内の日を株主総会の日とする株主総会 については、変更前定款第15条はなお効力 を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日 または前項の株主総会の日から3ヵ月を経 過した日のいずれか遅い日後にこれを削除

する。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)2022 年 6 月 22 日定款変更の効力発生日 (予定)2022 年 6 月 22 日

以上